

介護保険料の段階区分要件の変更について(報告)

1. 変更内容

2025 年度以降の町田市の介護保険料について、第 5 段階以下の段階を区分する要件を変更しました。変更点は、下表の網掛け部分をご参照ください。

なお、このことに伴う介護保険料額の変更はありません。

2. 変更理由

2024 年以降に支給される老齢基礎年金の満額支給額が、80 万円から 80 万 9 千円に引き上げられました。このことに伴い、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないよう、国が標準的な段階区分要件を見直したことに合わせ、町田市も見直しを行いました。

課税状況		要件		第 9 期計画	
世帯	本人			所得区分	年額
生活保護受給者				第 1 段階	20,600 円
中国残留邦人等の支援給付受給者					
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者			
		合計所得金額 (分離譲渡所得の特別控除後) － 課税年金所得額 ＋ 課税年金収入額	80 万 9,000 円以下		
			80 万 9,000 円超 120 万円以下	第 2 段階	27,100 円
			120 万円超	第 3 段階	49,600 円
課税	非課税		80 万 9,000 円以下	第 4 段階	56,100 円
			80 万 9,000 円超	第 5 段階	72,400 円

※ 網掛け部分(下線部分)について、2024 年度の介護保険料では「80 万円」でした。

【参考】町田市いきいき長寿プラン 24-26（110 ページ）

③ 第9期計画の第1号被保険者の介護保険料

課税状況		要件	所得区分	保険料率	年額
世帯	本人				月額
生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者					20,600 円 (32,900 円※)
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者	第 1 段階	0.285 (0.455※)	1,721 円 (2,748 円※)
		80 万円以下			
			第 2 段階	0.375 (0.575※)	27,100 円 (41,600 円※)
		80 万円超 120 万円以下			2,265 円 (3,473 円※)
		120 万円超	第 3 段階	0.685 (0.69※)	49,600 円 (50,000 円※)
					4,137 円 (4,167 円※)
課税	課税	課税年金収入額 + 〔合計所得金額（特別控除後）－課税年金所得額〕	80 万円以下	第 4 段階	56,100 円 4,681 円
			80 万円超	第 5 段階 (基準額)	72,400 円 6,040 円
			125 万円未満	第 6 段階	77,900 円 6,493 円
			125 万円以上 190 万円未満	第 7 段階	88,700 円 7,399 円
			190 万円以上 300 万円未満	第 8 段階	101,400 円 8,456 円
			300 万円以上 400 万円未満	第 9 段階	115,900 円 9,664 円
	課税	合計所得金額（特別控除後）	400 万円以上 500 万円未満	第 10 段階	126,800 円 10,570 円
			500 万円以上 600 万円未満	第 11 段階	137,700 円 11,476 円
			600 万円以上 700 万円未満	第 12 段階	148,500 円 12,382 円
			700 万円以上 800 万円未満	第 13 段階	159,400 円 13,288 円
			800 万円以上 900 万円未満	第 14 段階	170,300 円 14,194 円
			900 万円以上 1,100 万円未満	第 15 段階	181,200 円 15,100 円
			1,100 万円以上 1,300 万円未満	第 16 段階	195,600 円 16,308 円
			1,300 万円以上 1,500 万円未満	第 17 段階	210,100 円 17,516 円
			1,500 万円以上 2,000 万円未満	第 18 段階	224,600 円 18,724 円
			2,000 万円以上	第 19 段階	239,100 円 19,932 円

※ 消費税を財源とした公費による保険料軽減前の保険料率及び保険料額。